

食中毒予防啓発動画制作等業務委託 仕様書（提案時）

本仕様書は「食中毒予防啓発動画制作等業務委託」（以下「本業務」という。）の企画提案競技に関し、必要な仕様を定めるものである。なお、委託契約の締結にあたっては、選考委員会によって決定した最優秀提案者を契約相手方候補とし、発注者である福岡市保健医療局保健所地域衛生部食品安全推進課（以下「発注者」という。）と協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 事業名

食中毒予防啓発動画制作等業務委託

2 履行場所

福岡市保健医療局保健所地域衛生部食品安全推進課
福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号 あいれふ10階

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 事業目的

近年本市では0157等の腸管出血性大腸菌による食中毒をはじめ、様々な食中毒が発生しており、その未然防止が重要な課題となっている。

こうした現状を踏まえ、食の安全・安心に関心の薄い層にも興味・関心を持ってもらえるよう、大人から子どもまで幅広い世代が楽しめる創意工夫のある啓発を行うことにより、手洗いや食品の適切な取扱いなどの基本的な食中毒予防に関する知識を広く普及し、食中毒の未然防止及び食品衛生意識の向上を図るもの。

5 事業概要

(1) 啓発動画の制作

①動画の内容

「腸管出血性大腸菌食中毒予防啓発」を目的として、15秒及び30秒の動画をそれぞれ縦型及び横型の計4本制作すること。

（参考）過去の制作動画

- ・カンピロバクター食中毒 https://www.youtube.com/watch?v=ThTJhG_hUQ8
- ・アニサキス食中毒 https://www.youtube.com/watch?v=yZeJ5J7T9_k
- ・ノロウイルス食中毒 <https://www.youtube.com/watch?v=BTUjCOVqhvg>

（参考）腸管出血性大腸菌に関する情報

- ・https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/hokensho/shokuhinanzan/syokunikunoseisyoku_3.html

②ターゲット

福岡市内に在住の市民

(2) 啓発動画の配信

制作した動画を市民に広く周知するため、SNS 等の情報発信ツールを利用して合計表示回数 30 万回程度の配信を実施すること。

(例) YouTube や Instagram の広告等

(3) その他の効果的な啓発

本仕様書に示す要件に加え、食中毒予防に関する知識の普及及び市民の行動変容につながる効果的な方法・手法等、独自の工夫・アイデアによる効果的かつ実施可能な提案を提示し、履行すること。

(例) ・(1) で制作した動画以外のテーマについて追加の動画制作

- ・インフルエンサーによる食中毒予防をテーマとしたコラボ動画の投稿
- ・映画館広告の配信
- ・食中毒予防に関するクイズや診断コンテンツの制作（既存の福岡市ホームページにリンクを掲載し、閲覧できるもの） 等

6 成果物

(1) 動画

- ・mp4 形式で納品すること。
- ・成果物の納品方法は、発注者と協議のうえ、決定すること。

(2) 報告書

- ・PDF 形式で納品すること。
- ・報告書には配信媒体ごとの表示回数、再生回数、視聴維持率その他効果測定に必要な指標と、その分析及び考察を記載すること。

(3) その他

- ・必要に応じて作成したものを電子媒体（PDF 及びイラストデータ等加工可能なデータ）で提出すること。

7 留意事項

- (1) 契約後、動画制作開始前に食品安全推進課担当職員と打ち合わせをすること。
- (2) 各業務に係る一切の経費は、すべて委託費に含むものとする。
- (3) 当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。
- (4) 本業務で受注者において制作し納品された成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとする。
- (5) 受注者は、本業務の遂行（成果物を含む）にあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は受注者が負うものとする。
- (6) 発注者は、成果物を福岡市が実施する食中毒予防啓発に資する各種広報活動にお

いて活用することとする。成果物の利用に際しては以下のとおりとする。

①発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。

②発注者が成果物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。

(7) 各業務の実施に当たっては、事前に発注者と十分に協議すること。また、疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。